

# 平成27年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期になります。

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）								
階層区分	定義	3歳未満児				3歳以上児				
		第1子		第2子		第1子		第2子		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B階層	市民税非課税世帯	5,600	5,600	2,800	2,800	3,700	3,700	1,900	1,900	
C階層	所得割課税額 48,600円未満である世帯	12,300	12,100	6,200	6,100	10,400	10,200	5,200	5,100	
D階層	1	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯	20,300	20,000	10,200	10,000	18,200	17,900	9,100	9,000
	2	所得割課税額 66,600円以上97,000円未満である世帯	24,000	23,600	12,000	11,800	21,600	21,200	10,800	10,600
	3	所得割課税額 97,000円以上169,000円未満である世帯	35,600	35,000	17,800	17,500	29,800	29,300	14,900	14,700
	4	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯	49,700	48,900	24,900	24,500	31,600	30,300	15,800	15,200
	5	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯	66,000	64,900	33,000	32,500	32,800		16,400	
6	所得割課税額 397,000円以上である世帯	74,000	72,800	37,000	36,400					

(注1) 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合の第2子の利用者負担額は、第2子欄の金額です。

(注2) 同一世帯から3人以上の小学校就学前子どもが認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合の第3子以降の利用者負担額は、無料です。

(注3) 市民税額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。

(注5) この表において、「保育標準時間」とは保育標準時間認定を受けた支給認定子どもに適用し、「保育短時間」とは保育短時間認定を受けた支給認定子どもに適用します。

(注6) B階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は無料となります。(この場合、認定通知には「B\*」と表記されます。)

(注7) 延長保育料については、各施設においてお尋ねください。